

廃第 2367 号の 2  
令和 2 年 3 月 31 日

一般社団法人新潟県浄化槽整備協会  
会長 島影 清 様

廃棄物対策課長

新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例等の  
施行について（通知）

日頃、県の浄化槽行政に御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）の改正等を踏まえ、新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年新潟県条例第 34 号。以下「条例」という。）及び新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和 60 年新潟県規則第 73 号。以下「条例施行規則」という。）を下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

つきましては、（貴协会会员・貴組合員）への周知をお願いします。

## 記

### 1 条例改正について

#### (1) 改正概要

浄化槽保守点検業者の遵守事項として、営業所に置く全ての浄化槽管理士に対し、登録の有効期間ごとに規則で定める研修を受けさせなければならないことを定めた。（第 10 条第 5 項）

#### (2) 公布日及び施行日

令和 2 年 3 月 26 日公布、令和 2 年 4 月 1 日施行

#### (3) 経過措置

改正条例の施行の際、現に浄化槽保守点検業者の登録を受けている者については、当該登録の有効期間の満了の日までの間は、改正後の第 10 条第 5 項の規定は、適用しない。

### 2 条例施行規則改正について

#### (1) 改正概要

条例で保守点検業者の遵守事項として、営業所に置く全ての浄化槽管理士に対し、登録の有効期間ごとに受けさせなければならないとした研修の実施主体及び研修事項を定めた。

#### (2) 公布日及び施行日

令和 2 年 3 月 26 日公布、令和 2 年 4 月 1 日施行

担当 資源循環推進係 高橋 電話 025-280-5160 FAX 025-280-5740 E-mail ngt030170@pref.niigata.lg.jp
--